

滞納整理事務基準

滞納整理における事務処理手順等について、公平・公正の視点に立ち、納税促進と滞納の早期解消を図るため、適正かつ的確に処理を行うことを目的として、法令に定めるもののほか次のとおり取り扱うものとする。

【1】滞納整理を行うに当たって

- 滞納原因の把握と滞納者の生活実態を踏まえ、適切な対応を行うことにより、納税促進を図ること。
- 猶予すべき事案は猶予を、差押すべき事案は差押処分を、徴収を停止すべき事案は執行停止処分を行い、法令を遵守し速やかに対処すること。
- 滞納税を徴収するに当たっては、滞納整理の目標が、滞納者の納税意識を高めること（滞納解消だけでなく、納期内納税者になってもらうこと）であることを踏まえ、滞納者の実情に即した、最も妥当で合理的と判断する手段・方法で徴収すること。
- 徴税吏員によって選択肢が異なることのないよう、対応の均一性を図ること。
- 悪質滞納者、生活困窮者の見極めについては、十分に聞き取りや調査を行った上で判断すること。
- 生活再建型滞納整理
 - 生活困窮者については、家計相談、就労支援、債務整理等による生活支援のため関係課と連携する。

【2】滞納整理情報の管理

（1）滞納整理情報の取扱

滞納処分や滞納者との折衝状況、徴収上の措置及び各種調査結果等、滞納整理について必要な事項を滞納整理簿に記録し、管理する。

（2）進行管理

- ア 担当者は、滞納者の納付状況等を把握し、滞納整理の進捗状況を明らかにしておく。
- イ 所属長は、各担当者の処分状況等を把握し、必要に応じ所要の指示を与える等適切な進行管理を行う。
- ウ 滞納整理を行うに当たっては、特に、時効が迫っているもの、高額滞納者、悪質滞納者を優先的・重点的に進める。

【3】滞納整理事務

（1）督促（地方税法 第329条、第335条、第371条、第463条の25）

- 納期限内に納付がない場合、納期限より20日以内に督促状を発付する。
※原則、督促がなければ滞納処分を行うことができない。

（2）催告

督促状を発付してもなお完納されない場合に、滞納総額を明記し送付する。
（特別事情のある場合の弁明の機会、再度自主納付の機会を与える。）

■必要に応じて、納付を忘れていたり生活困窮者向けのチラシを同封する。

ア 催告書（様式1）

a 一斉催告（年2回以上）

※年度の状況に応じて効果的なタイミングと手法により滞納者へ催告通知を行う。

※執行停止、徴収猶予等で送付しない場合は、送付台帳及び滞納整理簿に記録し、適正に管理する。

b 随時送付（a以外に別途送付が必要と判断した場合）

〈記載事項〉 ①納付期限

②滞納処分を行う場合があること

■必要に応じて、納付を忘れていたり生活困窮者向けのチラシを同封する。

イ 面接通知書（様式2）

生活状況を確認するなど、納税相談のため面談を行う必要があるときに送付する。

〈記載事項〉 ①来庁期限

②財産等調査予告

③滞納処分を行う場合があること

④持参するもの（省略可）

ウ 給与照会及び給与差押予告書（様式3）

給与差押を行おうとするときに送付する。

※給与差押を前提としない給与照会については原則行わない。

〈記載事項〉 ①納付期限

②調査予定勤務先名

③差押を行うこと

④弁明の機会の付与（特別事情）

エ 差押予告書（様式4）

差押を行う場合に送付する。

ただし、下記の場合は送付を省略することができる。

・直近1ヶ月以内に面談等で通告済みの場合（滞納整理簿に記載）

・預金・保険（貯蓄・積立的要素の大きいもの）

〈記載事項〉 ①納付期限

②差押財産名

③差押を行うこと

④弁明の機会の付与（特別事情）

（3）財産調査

滞納者の資力等に応じた適正な対処（差押、徴収猶予、執行停止等）が行えるよう財

産調査を行う。

財産調査の種類及び範囲については、別紙1により適正に行う。

(4) 納税相談・交渉

滞納者の実情に応じた最も合理的な徴収方法を選択するため十分な聞き取りを行い、それらを総合的に勘案して対応を検討する。

①聴取する内容

納付の意思、生活状況、家族構成等（世帯員の収入）、資力（就労状況、収入額、債務、生活費の支出状況等）、消費者金融などに対する借金の有無等、必要に応じた聞き取りを行う。

②徴収猶予、換価の猶予（地方税法第15条、第15条の5、第15条の6）（別紙2・3）

徴収猶予の要件（災害や事業廃止等）、申請による換価の猶予の要件（事業や生活の維持が困難な状況で誠実な納付意思を有する等）に該当すると判断した場合、又は換価の猶予の要件（納付について誠実な意思を有しているが、その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがある等）に該当すると判断した場合、制度の説明を行い、申請を促すなど、適切に処理を行い、申請があった場合には、法や規則に則った措置を行う。

なお、換価の猶予については、職権により猶予することもできる。

いずれの場合も、滞納整理簿にその経緯と結果を記録する。

※令和2年2月以降に発生した新型コロナウイルス感染症の影響による納税の猶予については、迅速かつ柔軟な対応が求められていることから、申請手続きの簡素化、延滞金の免除について特段の配慮を講じる。

③分割納付、債務承認

ア 分割納付（様式5）

納期内納税者との公平に努め、徴収猶予に準じた運用を行う。

徴収猶予の要件に該当せず、一括納付が困難な事情があるときは、市税納付誓約書の提出により分割納付を認める。

分割納付の注意事項については、（別紙4 分割納付手順）に基づき行う。

イ 債務承認（様式6）

時効が迫り、分割納付誓約や滞納処分によらないで時効を更新する必要がある場合にのみ、市税債務承認書を提出させる。

なお、提出に当たっては当該書類の目的、必要性等について十分に説明を行うこと。

④面談・交渉結果（様式7）

ア 本税納付額が概ね50万円以上で完納までに2年以上を要する案件、その他困難案件等の面談・交渉結果については、所属長へ報告する。

イ 市税納付誓約書、市税債務承認書等の提出を受けた場合には、時効の更新処理を

行っただうえで、債務承認があった旨を滞納整理簿に赤色で記録する。

ウ 面談・交渉を行った場合、交渉内容とその時点で決めた方針を滞納整理簿に記録する。

(5) 生活状況調査、実態把握（訪問調査等）

滞納者の生活実態の把握が必要なときは訪問調査を行う。

(6) 差押

差押は、滞納者の生活実態を十分に把握したうえで行う。

※不十分な調査のまま、安易に差押処分を行わないこと。

ア 差押の執行

差押の執行については、次に該当する者を対象とする。

- ・納税に対する誠意が希薄なもの
- ・滞納について、早期の完納が見込めないもの
- ・担保としての差押を必要とするもの

イ 差押財産の選択

差押財産の選択については、次のことに留意し検討する。

- ・第三者の権利を害することが少ない財産であること
- ・換価が容易な財産であること
- ・滞納者の生活の維持または事業の継続に与える影響が少ない財産であること
- ・保管または引き上げに容易な財産であること
- ・価額の変動が少ない財産であること

(7) 執行停止(地方税法第 15 条の 7)

「野洲市滞納処分執行停止事務取扱要領」に基づき適正に処理する。

執行停止に当たっては、停止の要件に該当するかどうか、必要な調査を行った上で判断する。

(8) 延滞金の減免（地方税法、野洲市税に係る延滞金額の減免に関する規則による。）

法令等に基づき、個別に取扱いが異ならないよう十分に協議を行ったうえで適正に処理する。

【4】その他

(1) 書類の送達

滞納処分関係書類の送達は、おおむね別紙5によること。

(2) 他課との連携

滞納者の実態把握により、生活再建を図るために他課の支援が必要と判断した場合は、関係各課と連携をとり、自立に向けた支援へつなぐ。